第16号の2様式別表２（提出用）

卸売販売業者等への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

※処理事項　記入不要

事業者コード	処理区分	申告区分

令和 07 年 05 月分

01 枚のうち 01 枚目

卸売販売業者等の氏名又は名称	数量（十億 百万 十 本）
株式会社　F	100,000.0
うち小売販売用	50,000.0
株式会社　G	80,000.0
H　株式会社	100,000.0
	20,000.0
株式会社　I	10,000.0
うち小売販売用	
J　株式会社	5,000.0
うち小売販売用	
K　株式会社	120,000.0
うち小売販売用	10,000.0
株式会社　L	200,000.0
うち小売販売用	20,000.0
うち小売販売用	
うち小売販売用	
うち小売販売用	
うち小売販売用	

卸売販売業者等ごとに売渡し数量を記載

東京都主税局

○この様式は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等への売渡し等①」欄及び「①のうち小売販売用②」欄に記載する製造たばこについて、卸売販売業者等ごとの内訳を計上するものです。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【数量】
○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
※小数点以下１位未満の端数があるときにはその端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出

【うち小売販売用】
○小売販売業者でもある卸売販売業者等に売渡した製造たばこのうち、小売販売用として売渡した数量を内数として記載してください。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等への売渡し等①」及び「①のうち小売販売用②」の数量とそれぞれ一致します。

※明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。